

第 2 回

鹿角市農業委員会総会議事録

令和 5 年 5 月 1 1 日開会

即日閉会

鹿角市農業委員会

令和5年度 第2回 鹿角市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年5月11日（木） 午後2時00分

2 開催場所 鹿角市役所 第一委員会室

3 出席委員 （12名）

1 番

2 番

3 番

4 番

5 番

7 番

8 番

9 番

10 番

11 番

12 番

13 番

4 欠席委員 （1名）

6 番

5 議事日程

第1 開 会

第2 会長挨拶

第3 会務報告

第4 議事録署名委員の選出

第5 議案審議

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第7号 非農地証明申請について

議案第8号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について

第6 その他

第7 閉 会

6 事務局職員

事務局長

主 幹

主 任

7 議事録署名委員 7 番

8 番

8 会議の概要

事務局長	それでは、修礼を行いますので、ご起立願います。 修礼、礼。ご着席願います。 ただいままでの出席委員数をご報告申し上げます。 委員13名中、出席12名であります。欠席は、6番の委員であります。したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数を満たしていることから、本会議は成立いたします。
------	--

会 長 事 務 局 長	ただいまより鹿角市農業委員会第2回総会を開催いたします。 開会に当たりまして、会長よりご挨拶があります。よろしくお願いします。 【挨拶】 会長、大変ありがとうございました。 それでは、ここから鹿角市農業委員会規則第11条の規定により、会長が議長を務めます。よろしくお願いします。
議 長 事 務 局 長 議 長	それでは、事務局より会務報告をいたします。 【会務報告の資料を基に説明】 会務報告ですので、ご了承願いたいと思います。
議 長 委 員 一 同 議 長	それでは、次に、議事録署名委員の選出についてお諮りいたしますが、私にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) ないようですので、私から指名させていただきます。 7番の委員、8番の委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の主幹、主任を指名いたします。 よろしくお願いします。
議 長 事 務 局	それでは、最初に、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。 議案の2ページをお開きください。 報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知について。 農地法第18条第6項の規定による通知が別紙各号のとおりだったので、これを報告します。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 3ページをお開きください。 第18条第6項 【受付番号10番から21番を議案書を基に説明】 説明は以上です。
議 長 委 員 一 同 議 長	ただいま説明が終わりましたがけれども、ご質問があればご発言願います。 (「なし」の声) よろしいですか。それでは、ないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。
委 員 一 同 議 長	(「なし」の声) そのように承認します。
議 長 事 務 局	次に、議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。 7ページをお開きください。 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について。 農地法第3条の規定による許可申請が別紙各号のとおりだったので、意見を求めま

議 長 委 員 議 長 委 員 一 同 議 長 委 員 一 同 議 長	す。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 8 ページをご覧ください。 第 3 条 【受付番号 9 番から 1 2 番を議案書を基に説明】 説明は以上です。 ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、ここで現地確認を行った委員より補足があれば発言をしていただきたいと思います。2 番の委員はどうですか。 受付番号 9 番から 1 2 番でございますが、現状も記載どおりでございましたので支障なしだと思います。 ご苦労さまでした。ほかの委員より何かご質問があればご発言をいただきたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。 (「なし」の声) それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。 (「なし」の声) そのように決定します。
議 長 事 務 局 議 長 委 員 議 長	次に、議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。 1 0 ページをお開きください。 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。 農地法第 5 条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 1 1 ページをお開きください。 第 5 条 【受付番号 4 番から 8 番を議案書を基に説明】 説明は以上です。 ただいま説明が終わりましたけれども、ここで現地確認を行った委員より補足があれば発言をしていただきたいと思います。2 番の委員はどうですか。 受付番号 4 番に関しては、毎回上がっていた案件でございますので支障はございませんでした。 受付番号 5 番ですが、近くに幼稚園があり航空写真で確認した際には、今後宅地化すると想定される場所です。 受付番号 6 番でございますが、一生懸命農業をやっていて、作業小屋を建てるというような話でございますので支障はないと思います。 それから、5 番の委員はどうですか。

委 員	事務局の説明のとおりであれば問題ないと考えております。 〇〇〇の案件については、現地確認に出向いたときには問題もありましたが、是正されたということで問題ないと考えております。 あと、〇〇〇〇については特に問題ありませんでした。 以上です。
議 委 員	ご苦労さまでした。それから、もう一方、8番の委員はどうですか。 説明のとおりでした。問題ありません。
議 長	ご苦労さまでした。それでは、ほかの委員より何かご質問があれば、ご発言願います。
委 員	設備は契約年数とか関係ないものですか。
事 務 局	ありません。
委 員	永年になれば、地目は畑のまま。
事 務 局	地目は雑種地になります。
委 員	雑種地になって、転用目的が完了した場合には畑に戻せるのか。
事 務 局	戻せます。
委 員	分かりました。
議 長	ほかには何かございませんか。いいですか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	そのように決定します。
議 事 務 局	それでは、次に、議案第7号 非農地証明申請について、事務局の説明を求めます。 13ページをお開きください。 議案第7号 非農地証明申請について。 非農地証明申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 14ページをお開きください。 非農地証明 【受付番号1番から2番を議案書を基に説明】 以上です。
議 長	ただいま説明が終わりましたが、こちらでも現地確認を行った委員より補足があれば発言をいただきたいと思います。5番の委員はどうですか。
委 員	〇〇の裏の山ですが、もう山林化しており、車、人もなかなか入っていけるような状態でないところでして、まず周りには全然影響のない場所でした。特に問題にないと思います。
議 長	ほかの委員より何かお聞きになりたい点ありましたら、ご発言願います。
議 長	委員。
委 員	2番は事務局が話をしたように高台にありまして、その周りは山林化しているた

議 長	め、全く問題ないと思います。
委 員	この黒っぽいところは、全部林になっているのか。
議 長	林野化しておりました。
委 員 一 同	ほかの委員より今説明がありましたけれども、何か聞きたいことあればご発言願います。
議 長	(「なし」の声)
委 員 一 同	よろしいですか。それでは、本案を承認することにご異議ございませんか。
議 長	(「なし」の声)
	そのように決定します。
議 長	次に、議案第 8 号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	15 ページをお開きください。
	議案第 8 号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について。
	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり市長より諮問があったので、この処理について意見を求めます。
	農地別内訳ですが、以下のとおりです。
	利用権設定
	【受付番号 69 番から 97 番を議案書を基に説明】
議 長	ただいま説明が終わりましたけれども、何かご質問があればご発言いただきたいと思います。
委 員	84 番の〇〇〇ですが、田の地目が畑になっていますけれども何を作付けするのですか。
事 務 局	こちらはそばを作付けします。
委 員	分かりました。
議 長	そば。
事 務 局	はい。そばを植えると。
議 長	ほかにお聞きになりたい点ございませんか。よろしいですか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	そのように決定します。
	以上をもちまして、議案については全て終了いたしました。